

結核児童への療育の給付の申請手続きには 「マイナンバー」の記載が必要です

平成28年1月から、結核児童への療育の給付の申請にはマイナンバーの記載が必要となりました。

記載が必要なマイナンバー

申請書には、児童本人及び申請者のマイナンバーの記載が必要です。世帯調書には、扶養義務者のマイナンバーの記載が必要です。世帯調書に記載するマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。

必要書類

申請者(＝児童の保護者)について、下記の確認が必要となります。「写し」の記載がないものは原本の提示が必要です。(児童本人の確認は不要です。)

マイナンバー(個人番号)の確認 (正しい番号であることの確認)

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード(裏面)
- 通知カード
- 住民票(個人番号が入ったもの)の写し、住民票記載事項証明書



身元の確認 (正しい持ち主であることの確認)

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード(表面)
- 顔写真入りの身分証明書※
(運転免許証、パスポートなど)
- 顔写真の入っていない身分証明書※
2つ(保険証、年金手帳など)

※身分証明書となるもの

- 顔写真入りの身分証明書

(いずれも提示時において有効なもの)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真入りの学生証・社員証・資格証明書

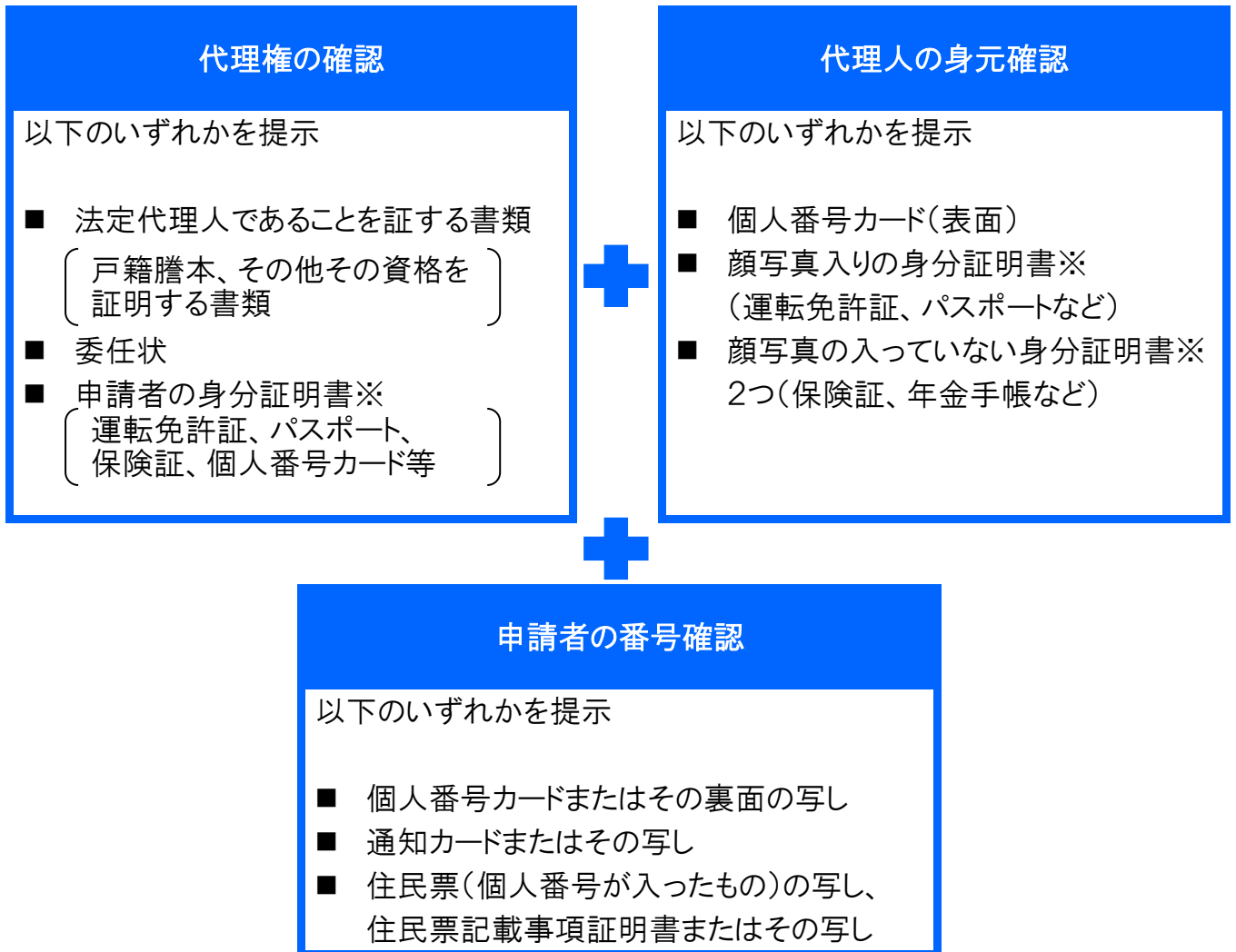
- 顔写真の入っていない身分証明書(2つ以上の提示が必要)

(いずれも提示時において有効なものまたは発行から6か月以内のもの)

保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真表示のない学生証・社員証・資格証明書(氏名、生年月日または住所が記載されているもの)、住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号の確認として提示した場合は不可)、印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し(謄本、抄本も可)、母子健康手帳

【申請者のご家族等、代理人が申請される場合】

代理人の「代理権、身元確認」と申請者の「番号確認」を行います。



※身分証明書となるものについては、前ページを参照。

マイナンバーの利用について

マイナンバーを記載していただくことで、「住民票」と「市町村民税の課税証明書」の提出が不要となります。

添付書類の省略が可能になるのは、平成29年7月を予定しています。

それまでの期間は、これまでどおりの書類の添付が必要となりますが、平成29年7月に向けた準備作業を行うため、マイナンバーの記載をお願いいたします。